

## 『相続時精算課税の実態』

～ 7 万 8 千 人 が 利 用 ～

平成15年の税制改正で施行された相続時精算課税の申告が、今年（平成16年）の3月15日が最初の期限となり、申告の調査経緯が出ました。

制度の内容はご存知と思いますが、贈与を受けた時に贈与財産に対する贈与税を支払い、（非課税枠は原則2500万円ある）、贈与者が亡くなった時にその贈与財産と相続財産とを合計した価値を基に相続税額を計算し、既に支払った贈与税額を控除する制度です。そのメリット・デメリットは平成15年10月18日にGHオーナーズ・セミナーでお話しましたが、その申告実態は次のようになりました。

財務省によると、「平成15年分 相続時精算課税制度に係る贈与税の申告実態調査の結果」としてまとめています。

この調査の対象は、平成15年分の相続時精算課税制度に係る贈与税の申告事案の全てとされています。それによると、申告人員は、7万8,254人で、贈与財産の総額は1兆1,621億2,000万円にのぼっています。贈与財産で最も多かったのは、住宅取得等資金で、2万6,373人が3,910億900万円を取得しています。注目されるのは、「非上場株式等」の財産で、1,742人（実人員数）が676億2,700万円の非上場株式を取得しています。「非上場株式等」の詳細を見ると、「配当還元方式」による取得が61人（延べ人員数）で12億9,500万円、「その他の方式」による取得が1,831人（同上）、663億3,100万円となっています。「非上場株式等」の贈与で最も目立ったのが、贈与者が75歳から84歳で、受贈者が50歳から59歳のケースです。398人が142億4,600万円の株式を取得しています。

「非上場株式等」の評価はケースによって影響が異なりますが、自社株の評価が今後上がるようなケースで、高齢者が所有している場合の相続対策の結果と思われます。